

新規開設予定の認可保育所及び認定こども園における利用定員について

認可保育所及び認定こども園の利用定員を定める際には、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、子ども・子育て会議等の意見を聴くこととされているため、新規開設予定の施設における利用定員について、子ども・子育て会議の意見を聴取する。

利用定員については、子ども・子育て支援事業計画中間の見直しの確保方策を踏まえたものである。

記

1 認可保育所（平成31年4月1日開設予定）

No.	施設名 (仮称)	種別	所在地	利用定員（人）				法人名
				3 号		2 号	合計	
				0 歳児	1・2 歳児			
1	こどもヶ丘 保育園野方園	保育所	野方 6-38	6	23	42	71	株式会社 チャイルド ビジョン

2 幼保連携型認定こども園（平成31年4月1日開設予定）

No.	施設名 (仮称)	種別	所在地	利用定員（人）					法人名
				3 号		2 号	1 号	合計	
				0 歳児	1・2 歳児				
1	中央部認定 こども園	認定こ ども園	野方 1-10	9	22	51	54	136	学校法人 常盤学園